

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和8年3月30日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 8 年 2 月 18 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

市長の給料の特例に関する条例の制定

市長の給料の特例に関する条例

令和 8 年 2 月 1 8 日

羽曳野市条例第 1 号

令和 8 年 3 月に支給する市長の給料の月額については、特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)第 3 条及び附則第 9 項の規定にかかわらず、同条例第 3 条に規定する額から、その額に 100 分の 30 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、同条例第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、同条例第 3 条に定める給料の月額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。